

○総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則

平成22年12月20日制 定

(趣旨)

第1条 総合地球環境学研究所(以下「研究所」という。)の運営会議が定めた「総合地球環境学研究所における研究活動の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、研究所における研究プロジェクト等の運営については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 研究所内外の研究者が共同し、一定の期間内に成果を出すことを目的とし所定の手続きを経て立ち上げる共同研究を「研究プロジェクト」と呼び、次の研究区分を設ける。

- 一 プレリサーチ(略称:P R) 本研究の事前に行う1年間程度の準備的な共同研究
- 二 本研究(略称:F R) 運営会議が決定するプロジェクト期間(3~5年)で進められる共同研究

2 研究プロジェクトを立ち上げるための準備段階として、次の研究区分を設けることができる。

- 一 インキュベーション研究(略称:I S) 研究プロジェクト立ち上げのため、新たな研究シーズを発掘するために行う共同研究
- 二 予備研究(略称:F S) F Rへの移行可能性を実現するために行う予備的な共同研究

(研究プロジェクト等の評価)

第3条 F Sから研究プロジェクトへの移行にあたっては、研究プロジェクト評価委員会(以下「評価委員会」という。)による評価に基づき運営会議の承認を得ることとし、研究プロジェクトと承認されたものについては、研究所として適切な研究資金を配分することとする。

2 研究プロジェクトは、評価委員会による評価を受けることとする。

(研究組織)

第4条 I S及びF Sに、研究代表者としてそれぞれI S提案者及びF S責任者を置く。

2 I S提案者は、助教と同等またはそれ以上の立場にあると所長が判断したものをもって充てる。ただし、I S提案者が研究所の専任の研究教育職員以外の場合は、当該I Sの研究方針等について助言する所内インキュベーターを置くこととし、所長が指名する研究所の専任の研究教育職員をもって充てる。

3 F S責任者は、研究所の専任の教授、准教授もしくは助教または客員教授もしくは客員准教授をもって充てる。ただし、客員教授または客員准教授であるF S責任者にあつては、所内共同研究者の協力を得て業務を行うものとし、所内共同研究者は、研究所の専任の教授または准教授をもって充てる。

第5条 研究プロジェクトに、研究代表者としてプロジェクトリーダー(以下「リーダー」という。)を置き、研究所の専任の教授または准教授をもって充てる。

2 リーダーは、研究プロジェクトを統括し、研究プロジェクトの運営管理の責任を負うものとする。

第6条 研究プロジェクト等の研究計画に基づく共同研究に参加し共同で研究を行う研究者を、研究プロジェクトメンバー(以下「メンバー」という。)と呼ぶ。

2 メンバーは、リーダーが選任する。

3 リーダーは、研究プロジェクトの運営管理を補佐させるために、メンバーの中からサブリーダーを指名するものとする。なお、サブリーダーは、リーダーの不在時にはプログラム主幹の助言を得て、研究プロジェクトの運営管理業務を行うものとする。

4 リーダーは、メンバーの中から、研究遂行の責任を分担し研究活動をおこなうコアメンバーを指名することができる。

5 リーダーは、研究プロジェクトに研究プロジェクトの経理事務及び事務連絡等を処理させるため、事務担当者を置くものとする。

(研究成果の公表)

第7条 研究プロジェクトメンバーは、その研究成果を学会等への発表やその他の方法より広く社会

に還元することに努め、公表の際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

- 2 研究所を退職した研究者が研究プロジェクトの成果を公表する際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究プロジェクト等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月20日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所共同研究規則（平成19年2月22日制定）は、廃止する。